



住宅をリフォームする場合、助成金をデジタル地域通貨「天草のさりー」(スマートフォンアプリまたはマイナンバーカード)にて交付する天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業を実施します。すでにリフォームを行った場合や、交付決定前の事前着工は対象となりません。

令和7年度まで住宅につき1回限りの申請でしたが、令和8年度より補助率1割上限額10万円で2回目の申請が可能となります。

対象になる住宅は？

【次の要件を全て満たす場合に対象となります。】

- 申請者ご本人または生計が同じ親族が天草市内に所有し、申請者が現在お住まいの住宅(リフォーム完了後1年以内に申請者が居住予定の住宅を含みます)
- 専用住宅、店舗等併用住宅または分譲マンションなどの居住専有部分
- 賃貸契約ではない住宅

申請できる人は？

【次の要件を全て満たす場合に対象となります。】

- 対象住宅の所在地に住民票がある方、もしくは工事完了後1年以内に対象住宅に住民票を移すことを確約できる方
- 世帯全員に市税の滞納がない方
- 申請のリフォームについて、他制度による補助金等を受けていない方
- 同一年度内に本事業による助成を受けていない方
- 対象住宅を賃貸・売買、貸出の目的で利用しない方

助成内容は？

対象工事費の2割または1割を交付します。



申請	助成上限	補助率	交付方法
初めて	20万円	2割	①「天草のさりー」スマートフォンアプリ ②「天草のさりー」マイナンバーカード
2回目	10万円	1割	③※天草宝島商品券(紙)

※やむを得ない理由がある方のみ交付可能です。
①～③の使用期限は、発行日から5カ月後の月末です

どんな工事が対象になるの？

- 修繕、補強、増改築などの工事費用が税抜きで10万円以上のものが対象です。対象になる工事、ならない工事がありますので、対象工事一覧表(別表1)をご確認ください。
- 交付決定日から2か月以内に着工し、3月15日(休日の場合は、前営業日)までに完了報告ができる工事
※同一住宅で助成が受けられるのは2回までです。
詳細は産業政策課にお問合わせください。

施工業者って決まってるの？

天草市内に本社、支店、営業所があり、天草市内において施工体制がある会社または個人事業者です。天草市外の事業者には依頼される場合は対象になりません。



申請から助成金使用までの流れ

- ①申請** 申請書に必要書類を添えて、申請者ご本人または代理人の方が申請してください。
- ②交付決定** 書類審査等の後、申請者に「交付決定通知書」をお送りします。決定通知まで2週間程度を要することがあります。
- ③着工** 交付決定日以降に着工してください。
※決定前の着工は対象外となります。
- ④変更** 助成額が上限額未満で工事金額が増額になった場合は変更申請が必要です。
- ⑤変更決定** 書類審査後、変更決定通知書をお送りします。変更部分は決定通知後に施工してください。
- ⑥完了報告** 工事完了後30日以内、もしくは当該年度の3月15日のいずれか早い日までに完了報告書兼請求書を提出してください。
- ⑦確定通知** 書類審査後、申請者に「交付確定通知書」をお送りします。発送は完了報告書提出月の翌月上旬です。
- ⑧助成金受取** ①②「天草のさりー」は、後日交付されます。③※天草宝島商品券(紙)は、「交付確定通知書」等必要書類をご持参のうえ、商工会議所または商工会の窓口で指定期間内に商品券を受け取ってください。
- ⑨助成金使用** 取扱登録店舗のみでお使いいただけます。使用期限が過ぎると利用ができませんのでご注意ください。

詳細は天草市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

天草市役所 産業政策課(本庁舎2階18番窓口)
☎0969-32-6786 及び各支所担当課

